



市章

大津市公報

平成30年12月28日
号外(第75号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

規則

- 92 大津市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則..... 1
- 93 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 94 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 95 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 96 大津市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 97 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則..... 3
- 98 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則..... 3

訓令

- 10 大津市事務決裁規程の一部改正..... 4

企業局管理規程

- 12 大津市企業局事務決裁規程の一部改正..... 5
- 13 大津市企業局文書取扱規程の一部改正..... 6

規則

大津市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第92号

大津市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第7項の規則で定める地位は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議員その他いかなる名称を有する地位であるかを問わず、役員、顧問又は評議員に準ずると認められるものとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第93号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第9条」を「、第9条、第10条、第16条及び第19条」に改める。

第2条に次の1号を加える。

滋賀県道路公社

第5条第1項中「この項」の次に「及び第9条第1項」を加え、同条第2項中「これら」を「同項」に改める。本則に次の4条を加える。

(特定法人)

第7条 条例第10条に規定する規則で定めるものは、びわ湖ブルーエナジー株式会社とする。

(退職派遣者の採用時における給与の取扱い)

第8条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により退職派遣者を引き続き職員として採用した場合において、部内の他の職員と

の均衡上特に必要があると認められるときは、初任給等規則第8条の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その職務に応じた職務の級に決定することができる。

第9条 法第10条第1項の規定により退職派遣者を引き続き職員として採用した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者が特定法人において業務に従事した期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き職員として勤務したものとみなして、その職員として採用された日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 法第10条第1項の規定により退職派遣者を引き続き職員として採用した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(報告)

第10条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において法第10条第1項の規定により任命権者の要請に応じて退職した職員の氏名、退職派遣者が特定法人において業務に従事する期間、特定法人における処遇の状況等及び同項の規定により職員として採用した者の採用後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第94号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項アの表4級の項を次のように改める。

4 級	保健所長の職務 相当高度の知識又は経験を必要とする参事の職務
-----	-----------------------------------

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第95号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同条第8号中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改め、同条第24号中「第36条の3第1項」を「第36条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

大津市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第96号

大津市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

大津市毒物及び劇物取締法施行細則(平成21年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

第7条中「第16条の2第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に、「第16条の2第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第97号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則(平成21年規則第78号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第2号中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第25項」に改め、同項第3号中「第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同備考に次の2項を加える。

- 4 世帯に次の各号に掲げる者に該当する者があるときは、その者を当該各号に定める者とみなして費用の額を算定する。

婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、次のいずれかに該当するもの 地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦

ア 扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第46条の2第2項に規定する者に限る。)を有するもの(イに掲げる者を除く。)

イ 扶養親族である子を有し、かつ、前年(1月から6月までの間に受けた養育医療の場合にあつては、前々年。次号において同じ。)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次号において同じ。)が5,000,000円以下であるもの

婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。)を有し、かつ、前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるもの 地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫

- 5 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなされる者(地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を除く。)について、所得割の額を算定する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額(以下「総所得金額等」という。)から、前項第1号ア又は第2号に該当する場合にあつては260,000円を、同項第1号イに該当する場合にあつては300,000円を控除するものとし、所得税の額を算定する場合には、総所得金額等から、同項第1号ア又は第2号に該当する場合にあつては270,000円を、同項第1号イに該当する場合にあつては350,000円を控除するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表備考第4項及び第5項の規定は、平成30年9月1日以後の養育医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の養育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第98号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則(平成21年規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第2号中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第25項」に改め、同項第3号中「第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同備考に次の2項を加える。

付職位及び一般職員

別表第 1 号の表 3 の部 14 の項を削り、同部 15 の項から同部 19 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同部 20 の項中「総務課長」及び「合議は、定例かつ軽易なものを除く。」を削り、同項を同部 19 の項とし、同部 21 の項から 25 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

25 大津市文書取扱規程（昭和32年訓令第15号）に基づく文書の審査の依頼						財政課長	合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。
---------------------------------------	--	--	--	--	--	------	------------------------------

別表第 1 号の表 6 の部 2 の項を次のように改める。

2 物品の借受けの決定（契約の締結を含む。）						情報システム課長 財政課長	情報システム課長の合議は、電子計算機又は O A 機器に係るものであって、新規のものに限る。
1 件の予定賃借料の総額が 100 万円以上のもの							10 万円以上 50 万円未満のもの（長期継続契約にあっては、50 万円未満のもの）については、財政課長補佐の合議とする。
1 件の予定賃借料の総額が 100 万円未満のもの							

別表第 1 号の表 8 の部 2 の項を次のように改める。

2 補助金、交付金又は貸付金の交付若しくは貸付けの決定、取消し又は返還命令等及び補助事業等の実績報告の受理						財政課長	
1 件の補助金、交付金又は貸付金の額が 100 万円以上のもの							
1 件の補助金、交付金又は貸付金の額が 100 万円未満のもの							

附 則

この訓令は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 12 号

大津市企業局事務決裁規程（昭和 60 年企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 12 月 28 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

別表第 1 号の表 1 の部 4 の項中「規程、告示等」を「管理規程等」に改め、同部 5 の項及び同号の表 3 の部 16

第20条の2を削る。

第21条から第26条までを次のように改める。

(回 議)

第21条 回議書の決裁は、電子決裁の方法（電磁的記録による回議書を電子情報処理組織を使用して回議し、決裁を受ける方法をいう。）によるものとする。ただし、異例の事案に係る回議書、機密に属する回議書その他これにより難しい回議書にあっては、押印決裁の方法（文書管理システムから出力した様式第2号の書式による回議書その他の文書により回議し、決裁を受ける方法をいう。第32条の2及び第36条において同じ。）によることができる。

(特殊な取扱いの回議書)

第22条 重要な事案に係る回議書又は特に急を要する回議書は、その旨を表示しなければならない。

第23条から第26条まで 削除

第28条から第32条までを次のように改める。

第28条から第32条まで 削除

第32条の2中「起案文書に係る」を「押印決裁の方法による回議書の」に、「、起案文書」を「、回議書」に改める。

第32条の3を削り、第32条の2の2中「すべて主管課長等の決裁の後」を「回議書を回議する前に」に、「経なければ」を「受けなければ」に改め、同条を第32条の3とする。

第36条中「回議書（電子決裁の方法により決裁を受けたもの）にあっては、当該文書の写し）」を「当該文書の写し（押印決裁の方法により決裁を受けたもの）にあっては、回議書）」に改める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。